

委 員 会 議 事 録

(令和7年12月16日開催)

奈良県内水面漁場管理委員会

奈良県内水面漁場管理委員会

1. 開催日時 令和7年12月16日 午前9時30分～
2. 開催場所 奈良市東向中町 「奈良県経済倶楽部」
3. 出席委員 渡辺勝敏、小川彰信、堀谷正吾、高崎浩司、河内香織、田辺美紀、和田正光、森本弘重、
前田隆
事務局 藤井書記長、今井書記長補佐、南書記、片岡書記、大関書記

4. 議事事項

1. 遊漁規則の変更について
2. 外来魚等の情報提供
3. 魚の放流規制について
4. その他

5. 議事の経過要領及び議決の結果

藤井書記長 挨拶

議事事項1 「遊漁規則の変更について」

事務局 資料説明

会長 ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

会長 現場券を廃止し、価格は現行の現場券に統一するということですね。

事務局 そうです。

会長 室生漁協は3週目から安くして、遊漁者を呼びたいという変更ですが、いかがですか。ご質問ございませんか。

副会長 3週目から2,500円に年券を安くすることですが、極端に安くなるわけですよね。他の漁協との関連で支障はないですか。

事務局 どのくらい支障があるか、その他の漁協さんと室生漁協に通っている釣り人が関連しているかというところまでは分かりませんが、半額にされる理由のひとつに、室生漁協さんは日券で販売されていないというのがございます。アマゴをやられている他の漁協は基本的に日券がありますが、室生漁協さんは年券のみの販売となっておりますので、2,500円は他の漁協さんの日券の感覚です。どのくらい影響が出るかは分かりませんが、室生漁協さんは、そういう特殊な事情があるというところでございます。

副会長 分かりました。

会長 その他いかがですか。

河内委員 室生漁協さんで日券を販売しない理由はありますか。

事務局 室生漁協さんはかなり昔から遊漁料金は年券のみでやられているところで、これは室生漁協の漁場が、実際に釣りが楽しめる期間が年中というよりは、放流してから比較的短い期間であることと、日券で1回限りという人ではなくて、期間が短いこともありまして、年間で何回か来てくれる人をターゲットとして、年券のみとされているという経緯がございます。

会長 この2,500円というのは、他の日券に相当するものですか。

事務局 そうです。他の漁協さんですと2,000円から3,500円の間で日券を設定されておられますので、そこと大体同一の金額になるということでございます。

会長 分かりました。

河内委員 他の漁協さんとの兼ね合いということでしたので、日券でと思ったのですが、金額があまり変わらないということで納得いたしました。

会 長 改めて他に意見等ございませんか。なければ原案どおり答申することでご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

議事事項2「外来魚等の情報提供」

事 務 局 資料説明

会 長 外来魚、ミズワタクチビルケイソウの情報提供ということで、県の方で調査していただいている件についてのご説明でしたが、せっかくの機会ですので、ご質問や皆さんお持ちの情報がありましたら意見交換したいと思います。ご質問等いかがですか。

高崎委員 コクチバスの釣りでは、時間帯とかは関係なく釣れますか。

事 務 局 朝マズメやタマズメではなく日中に行いました。

高崎委員 時間はあまり関係ないのですか。

事 務 局 もちろん釣りなのでタマズメなどは関係があると思うのですが、ばらつきをなくするために全ての日程で日中に行いました。

高崎委員 私も毎日大川橋の下を朝早くに歩いているのですが、ルアーで釣っているのをよく見ます。あれはただの釣り人ですか。

事 務 局 五條市の大川橋の下は、アユイングができる漁場にもなっておりますので、実際その釣りをされている姿を見ないと何とも言えませんが、アユを狙われている可能性もございます。

高崎委員 捕獲したコクチバスの処分は、焼却処分ですか。

事 務 局 持ち帰り、生ゴミとして処分しております。

高崎委員 ありがとうございます。

堀谷委員 コクチバスについて、いつぐらいから県に報告が上がっていて、今年で何年目ぐらいですか。

事 務 局 平成30年に五條市の大川橋で、コクチバスの稚魚が泳いでいるのを確認しまして、それ以降調査しています。

堀谷委員 それは地元が調査して欲しいということで分かったのですか。

事 務 局 そうではなく、たまたま別の目的で県が川を巡回していた時に岸際で発見したのが最初になります。

高崎委員 実際にはもうだいぶ前からいる。ヤナ漁をやっているときからかなり捕れた。20年前ぐらいからいる。オオクチバスはあんまりいなくなった。

事 務 局 我々は6月から10月まで調査していたのですが、6月から9月までは釣れるのがほとんどコクチバスで、10月になるとオオクチバスもたくさん釣れるようになってきます。それは時期的に移動して優占種が変わるといような状況なのかなと今は推察しているところです。

会 長 割と小さいサイズですか？

事 務 局 おおよそ20cmのサイズです。

会 長 その年生まれというよりは1歳魚ということですか。

事 務 局 河内委員がコクチバスの耳石解析等をされていたので、もしよろしければご意見伺ってもよろしいですか。

河内委員 これまでの耳石の解析ですと、全長8～17.5cmが当歳魚と判断されております。一方で、16.4～23.1cmが一冬越した1歳魚と判断されている個体もありまして、10cm代の後半のサイズは当歳魚と1歳魚の両方が混ざっているようなかたちになっております。

事務局 ありがとうございます。

会長 オオクチバスは流れの強いところにずっといるというより、結構溜まったところにいたり、また、周りの溜池から稚魚が雨で流れ出て、秋にこういった止水のところに溜まることで、見られることが多いみたいです。とはいえコクチバスは川にずっといて、しかもまだいくらでもいて、3、40cmの大物がいるということで、放っておくとかなり被害が拡大する可能性があるという認識でおられるわけですね。

事務局 はい。

河内委員 耳石解析の結果、22cmの個体でも2歳として判断されているケースもあり、個体ごとの成長のばらつきが大きいと思います。

会長 しっかりそのような調査をされているということで、状況がよく分かるのでよろしいと思います。

堀谷委員 吉野漁協は吉野町と大淀町と下市町の3町共同の漁協です。五條市漁協はルアー釣りを認めているが、吉野漁協はコクチバスのルアー釣りは遊漁券を取っていないのですか。

事務局 取っておりません。

会長 アユイングで遊漁券を認めているのは五條市漁協のみですか。

堀谷委員 川上村漁協もです。

事務局 県内ではその2漁協のみです。

会長 それでコクチバスをわざと狙っているという情報はありますか。

事務局 アユイングでコクチバスを狙うということですか。

会長 はい。

事務局 そのような報告は今のところ聞いておりません。

会長 使用する竿は違うのですか。

事務局 かなり似ているとは思いますが。

会長 アユイングはリールでされるのですか。

事務局 そうです。

会長 ではそれでコクチバスを実は狙っている人も分かりにくく存在しうるわけですね。

事務局 そうです。

堀谷委員 実際に見られてはいないと思いますが、釣りをしている人はいると思います。オオクチバスにしても、実際は駆除しないといけない魚と言いながら、津風呂湖や池原ダムは営業していますからね。

副会長 質問ですが、コクチバスとオオクチバスがいて、コクチバスが新たに増えてきている状態なのですが、オオクチバスはコクチバスの稚魚は食べませんか。

事務局 可能性はあると思いますが、生息域でコクチバスの方がちょっと流れの速いところにおりますので、果たしてそこでオオクチバスが常に居れるかという、そういうわけでもないと感じています。今回コクチバスの産卵場を見ましたが、その周囲ではオオクチバスが確認されませんでした。

副会長 コクチバスが生息していたら、そこにオオクチバスも生息する可能性はありますよね。

事務局 はい。

副会長 どちらも共存してそこに生息する可能性があるというわけですね。

事務局 そうです。

副会長 オオクチバスとコクチバスというのは、ただこちらで分けているだけで、性格的なものとして、オオクチバスが強くてとかコクチバスが強くてとかで生息地で互いに捕食をすることはないですか。

事務局 おそらく捕食すると思います。オオクチバス同士、コクチバス同士でも大型の個体が小さい個体を食べるというのは報告されておりますので、コクチバスとオオクチバスでも食べ合っていると思います。

堀谷委員 ミズワタクチビルケイソウについて、これは津風呂ダムの堰堤の下流ですね。

事務局 はい。

堀谷委員 吉野川の本流じゃないですね。

事務局 はい。

堀谷委員 これは誰がどのようにして発見されたのですか。

事務局 奈良女子大学の藻類を研究されている先生がおられまして、5月22日にその方から県へ報告が入りました。

堀谷委員 分かりました。

会長 いつ来るかというようなものだったのですが、侵入が確認されたとのことで残念です。教えてほしいのですが、赤丸の箇所がたくさん見つかったものと思うのですが、それを全部陸に揚げて、塩水で処理したということですか。

事務局 はい。

会長 その後は見つからなかったとのことですが、完全に除去できたとは考えにくいので、来年以降も季節的に現れるのかなど、そういったことを調べていただけるということですか。

事務局 はい。

会長 少し戻りますが、県内の吉野川以外でコクチバスについての情報はありますか。

事務局 淀川水系の布目川と名張川で報告されております。

会長 そちらでは現状、県あるいは誰かが調べているということはあるですか。

事務局 令和元年に近畿大学に布目ダム湖を調査していただいたのですが、その結果生息密度は非常に低いという報告をいただいております。そこから増えたという情報は入ってきておりません。

会長 名張川での調査はいかがですか。

事務局 調査は実施しておりません。

会長 全国的には増える一方なので、どれくらいアユの漁場を悪くしているか読めない状況で、楽観的になれない状況ではありますが、情報収集は他の地点についてもできる範囲でやっていただければと思います。令和7年に漁協さんと一緒にやっていただいたとのことですが、今後についてはどのような予定ですか。

事務局 来年度は、今年度と同様に吉野漁協及び五條市漁協と調査を行う予定です。

会長 駆除効果であるとか、バージョンアップした計画はあるのですか。

事務局 今年の調査結果から、色々改善ポイントも見えてきました。1つ例を挙げますと、オス親の捕獲について今年は、釣りによる捕獲しか行っていませんでしたが、来年度は、1m50cm四方の小さい刺し網で、一度に何地点も投入できるということで、効率的にオス親を駆除していこ

うと計画を立てております。

会 長 その近くに設置してということですか。それとも追い込むのですか。

事 務 局 産卵場の真上に置くことでその網を通った段階で引っかかるので、効率的に駆除できると考えております。

会 長 ありがとうございます。

和田委員 捕まえたコクチバスが10匹となっておりますが、潜在的に何匹ぐらい親がいるのですか。経年的に増えているのですか。

事 務 局 近畿大学で生息密度等を調査していただいてまして、データをもらいながら、評価していきたいと思います。この駆除の効果が出ているのか、そういった部分は見ていきたいのですが、吉野川全体で、どのくらいいるかというのは分かりません。

和田委員 被害度っていうのも分かりませんね。アユがどれだけ食われたかなど。

事 務 局 そうですね。生息数がわからないと出せない部分があります。

和田委員 4,000尾も潰せると書いてあるから、すごい数かと思っているのですが、そうでもないのですね。

事 務 局 感覚的には駆除できている数というのは微々たるものというところですよ。

和田委員 30～50cmと書いてあるのですが、何年生きていますか。

事 務 局 4～5年は経っている親の魚になります。

和田委員 2年目くらいから産卵するのですか。

事 務 局 2年目から産卵すると聞いております。

高崎委員 メスはどこにいるのですか。

事 務 局 オスが産卵場を守っているのですが、メスはその周りをぐるぐる回りまして、オスが誘い込むといった感じです。なのでメスはじっとはしていないです。

高崎委員 メスも釣れますか。

事 務 局 産卵モードに入ったメスを釣るのは難しいと思います。

高崎委員 来年はオス、メスが何匹というデータを出してもらおうと分かりやすいです。

事 務 局 分かりました。

会 長 食べられていたアユの写真がありましたが、食性は全個体調べていますか。

事 務 局 20cm以上の個体の胃の内容物は全て調べていますが、溶けている個体もいますので種の判別までできていないものも多くなります。

会 長 魚類というのは分かりますか。

事 務 局 はい。

会 長 先ほどの被害の大きさということもありますので、是非捕まえたときは調べていただければと思います。

事 務 局 分かりました。

会 長 他にご提案等はございませんか。

和田委員 ルアーでのバス釣りは無料ですね。

事 務 局 はい。

和田委員 釣ったバスの処分はされないのですか。

事 務 局 そうですね。多くの方はキャッチアンドリリースされていると伺っております。

和田委員 だから減らないのですね。

事務局 バス釣りでは駆除されていないと思います。

会長 多数の意見交換ができたと思いますので、来年以降も事業の実施と報告をよろしく願いいたします。

議事事項3「魚の放流規制について」

事務局 資料説明

会長 ただいま内水面漁業を成り立たせる河川生態系自体に対する取り組みということで、委員会ができることを整理していただいて、2つの柱で新たな取り組みとこれまでの取り組みを説明いただきましたけれど、どういった点でも結構ですので、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

田辺委員 取り組みとしては非常に素晴らしいとは思いますが、委員会指示を実際出しているのは愛媛県のみとのことで、委員会指示をここで調整したら、できてしまうのかもしれないですけど、最終的には罰則がついて重いものになると思います。例えばですが、愛媛県が案1と同じとのことで、「県内の河川及び湖沼（以下、内水面という。）に生息していない。」という言葉になっていますけども、先ほどから話が出ているコクチバスはもう生息していますよね。

事務局 生息しています。

田辺委員 それは対象にはならないですね。

事務局 ならないです。

田辺委員 つまり何が言いたいかというと、罰則がつくという非常に重いものであるにもかかわらず、「生息している」というのが何を指すのかというのが非常に曖昧になってしまっていて、曖昧であるにも変わらず罰則がついているというのは、もっと検討が必要だと思います。外来生物法でしたら、特定外来生物を特定して、それを移植したら罰則がつくと明確にしているわけですよね。ですからやはり何を移植したらダメかというのを明確にしないと、罰則がつくほどの委員会指示は出すべきではないというのが私の意見です。愛媛県も出しているということで、奈良県も出す場合は、あるけど実際に使われないのですかね。指示があるから注意喚起をするけど、実際にこれで命令を発するというのはちょっと、あまりにも難しいと感じました。

会長 今の点で、生息していないというのは、いつの時点なのか私の理解と違っていたのですが、今確認されましたけど、コクチバスみたいに今いるものについては生息しているという解釈でご提案されているのですか。それとも本来とか、もともととか、自然にはとか、というようなことだったのか。そのあたりお聞きしておきたいです。

事務局 コクチバスについては外来生物法で動かせないものですから、外来生物法の罰則がかかってきます。ですから、特定外来生物はここから除外します。もともと生息していたと言われたら分からなくなりますが、実際に県の景観・自然環境課で生息動物のリストやレッドリストが挙げられておまして、基本的にそこに載っているものについては、生息している動物という考えで、そこに載っていないものを持ち込むことについては、委員会指示を適用すると考えています。

会長 最後ちょっとよく分からなかったのですが、今いるもののリストが参照できるかたちになっているのかという点はどうですか。

事務局 レッドリストに載っているものと、明らかに生息しているものというかたちになります。レッドリストはもちろん皆さんが参照できるものです。

会 長 レッドリストはその生息種の一部なので、明らかにいるものや普通にいるもの、レッドリストじゃないものが参照できるリストは、もちろん準備することができるのですね。例えばこれまで奈良県の淡水魚リストのようなものはいくつも出てますが、その後に例えば何々という外来種がどこかで見つかったことがあるとか一時的にでもですね、それは生息していたから入れても良いという解釈になると本末転倒になるので、起点みたいなものをリストアップしておくことは、重要と思います。

事務局 事務局としてもリストを作らないといけないという話にはなっております。

会 長 水生動物でもまだ魚類なら簡単ですけど、水生昆虫まで入れるとなかなか大変というか、情報がどれくらいあるのかとか、関連がどうなのかという問題も出てきます。ですので、少しその辺は法律的に許してもらいながら、メジャーな魚についてはしっかり出していくというのは必要なと。

事務局 生息している、生息していないというところの文言をもう少し検討し、会長が仰ったように水産動物じゃなくて、例えば魚類と限定するとか、そういったことも検討しないといけないかもしれません。

会 長 注釈的なものがあるのであれば脊椎動物などそれぐらいに留めておくとか、昆虫とかでも問題があるものがあるのではないかというのも精査した上で、ですけども。

田辺委員 基本的には移植したらダメなものを列挙しないといけないんじゃないですか。

会 長 それは無理です。無限にいるので。例えばこの指示とはまた違うかもしれませんが、滋賀県の漁業調整規則に、シジミ、コイ、何々以外の放流を禁じるとありますよね。今いるものはリストとして用意できる、それ以外のは禁じるということもありだと思っておりますけども。

田辺委員 作るとしたら基本的にはダメなものを列挙して、それに該当したら最終的には刑事罰というのが本来であるかなと思います。私この辺の漁業関連の規則には詳しくないので、水生生物とか魚は無限にいるから、罰則をかけるときでも、これら以外をこうしたら罰則がつくとかあるのですか。

会 長 ホワイトリスト的なものですね。

事務局 会長がおっしゃられた滋賀県の文言は漁業調整規則を見ておりませんので分かりません。

高崎委員 漁協はニジマスを漁業権としてやっていますが、この案ではニジマスはダメですね。ただし、漁場管理委員会で承認した場合は良いとなりますが、ではなぜニジマスは良いのかという話に一般の県民からしたらなると思います。その辺の言い訳というか、罰則がついたらいろいろ言ってくる人も出てくると思います。

事務局 ニジマスにつきましては奈良県に生息しているという考えです。

高崎委員 そうですけどなかなか全県民に周知はできないと思います。

会 長 この趣旨は新たなものを入れないということです。

高崎委員 意味は分かるが、県民に対してこの重い罰則がついたら、それが全部漁場管理委員会の責任になってくる。

田辺委員 そうなんです。この委員会指示が違法かどうかみたいなことになると思います。

会 長 違法かどうかというようなことは事前に水産庁ともしっかり打ち合わせをしていただけないと思うので、違法のものがここに出てくるというのはないということは前提にしたいと思います。そこはしっかりとお願いします。ただそういったことが水産庁、国的に許されるのかというあたりは大事な点だと思います。それを超えて違法ではないけどここでは責任をもてないという

話はありだとは思いますが。

高崎委員 これは事務局はやりたいということですか。

事務局 そうです。こういう方向で発信できたらと考えています。

会長 最近の印象的なニュースでいうと、先ほどご説明にあった山梨県のレイクトラウトで、歴史あるヒメマスヒメマスの漁業が完全に崩壊したというのがあります。誰が放流したのか分からないようです。コクチバスについてはもちろん外来生物法で規制はされているのですが、例えばコウライオヤニラミですけども、あの広大な大淀川で本当に魚をいなくさせてしまったというのがあります。いないとはゼロになったわけではないですけど、一変させ、そこの固有種固有種のドジョウの仲間が絶滅の危機になっているなど、ちょっとしたことで恐ろしいことが起こるというのは、そんなに頻繁ではないですけど、経験してきているわけです。ですから、これ以上新しいものを入れないというのは、外来生物法でもそうですが、急務だと思います。県内にはまだ入っていないけど、いつ入ってくるかという状態の危機もありますので、県としての自衛として、内水面漁業の自衛として、新たなものは入れないというような何か発信はした方が良いという危機感を私は持っています。

河内委員 奈良県内の湖沼とはどの範囲が該当しますか。

事務局 全ての湖沼を想定しています。

和田委員 養殖をしている湖沼も池もですか。

事務局 はい。

高崎委員 外来魚はたくさん入ってくる。

和田委員 外来魚だらけで、それらまで取締りはできないですよ。

高崎委員 メダカがすごいと思う。

会長 今いるものということではないですね。最近釣りの餌や観賞魚で、元々は輸入してくるものですが、畜養畜養か分かりませんが、溜池に勝手に放流して、それを増やして、転売するというようなこともあって、そこから流れ出すこともあります。そういったことに対しても、全国的に危機感がありますが、そのような経済活動の中で新しい外来種だらけになっています。

事務局 奈良県には持ち込ませないという発信を内水面漁場管理委員会として行いたいのですが、その方向についてももう少し検討が必要だと思います。

会長 重要なことなので、今懸念に思うことはどんどん挙げておくべきだと思います。

河内委員 遺伝子解析をしないと分からない場合はどのようにお考えですか。

事務局 見ても種類が分からないという部分でしょうか。

河内委員 そうです。アメリカでもやはり同様の問題があることがよく分かってきて、亜種亜種などがもともと違ったりしていたのが、いろんな人によってごちゃ混ぜになってしまったというような経緯経緯があって、それを遺伝子解析して、もともといたであろう分布域分布域に持っていこうという取り組みもされているのですが、パッと見ても分かりにくいものもあると思います。そういったものについてどのように対応できるのかと思います。

事務局 それはやはり調べてみないと、実際には分かりません。やはり意図的に、ここに生息していないと分かっている種の持ち込みを防ぎたいというのが一番の思いですので、コウライオヤニラミは実際に奈良県に生息していないですが、そういったものをここにも入れてやろうということを今は罰則がないですけども、そういった意図的な移動を厳しく取り締まるというか発信する、奈良県には入れたらダメですよということを発信したいと考えております。ですから、

種については、DNAを見てみないとわからないというのはあると思うのですが、そういった部分よりも、分かって意図的に放流する、分かってても罰則ないから良いでしょ、という人たちを止めたいという部分が一番でございます。

河内委員 全体的に移動さえさせなければ良いですよ。種を特定しなくても移動そのものをみんなさせないでね。在来にしても何にしてもそこにいるものは、そのままにしておいてということさえ徹底できれば本当は良いですよ。

事務局 そうなんです、漁協の放流もでございますので、その辺が県民の皆様に対して持ち込まないで、ここに住んでるものでも持ち込まないでとするのは難しいところになります。

会長 河内委員のおられるアメリカの今の法律はすごく厳しくなっていて、本当に移動が違法なので、もっと厳しい形ですが、そこまではちょっと現状からギャップがありすぎて、まず合意が困難なところに今の我々はあると思います。新しい種類を入れない、外来種を入れないというのが趣旨だと思いますので、そういう意味では生息していないという文言もそうですけど、水産動物というのも曖昧なので、水産動物種、亜種はどうなんだというのはおいておいて、新しい種という皆さんがわかりやすい言葉にするのが良いと思います。あと、全県民に対して言う言葉が13ページにあるのですが、これは大阪府民だったら良いという話ではないですよ。

事務局 これは漁協に対しての言葉として入れさせていただきました。一般市民といいますか、全員に対してということですか。

会長 指示の有効期間は5年間ということですが、これは5年目に継続して出すかどうかをこの場で審議しながら進めていくという理解でよろしいですか。

事務局 はい。

会長 その他いかがでしょうか。忌憚のないご意見をお願いします。

和田委員 これは県内についてですけど、例えば種苗を出している方もあるじゃないですか、滋賀県とか和歌山県とか。今聞いていたらそういう決まりは愛媛県しかないのですか。

事務局 はい。

和田委員 だから県だけでできない話でもあるわけですよ。全国的にこれを包括するような法律はあるのですか。

事務局 ないです。

和田委員 奈良県だけということですか。

事務局 そういうことになります。

和田委員 逆に奈良県からは出せないということですね。

事務局 奈良県からは出せます。

和田委員 県内には入れてはいけないということですか。

事務局 そうです。

和田委員 他の県へ持って行っても良いということですか。

事務局 良いことか悪いことかという、悪いとは思いますが、そこを規制するのではなくて、奈良県内に持ち込ませない。案2については、国外のものを持ち込ませないということなので、国内で統一するのであれば、案2になるのですが、他の県からも持ち込ませないというのが案1になります。

和田委員 最近、温暖化が進んでいるじゃないですか。生態系がどんどん変わっているはずですね。そういう情報は特にないのですか。これから高温に対しても強い突然変異で出てきたら良いです

が、やはり種を残すのに遺伝子は他から入れないと駄目なこともあるのではないかなと思います。

会 長 今後の予定は、今の意見についていろいろ調べて、次回文言を整理した上で進めるのですか。
事 務 局 次回に決めるのはなかなか難しそうですのでもう一度案を整理します。

会 長 決まれば決まったで良いと思いますし、決まるということを前提とせずに、提案をブラッシュアップしてということによろしいでしょうか。

河内委員 渡辺会長、移動制限は奈良県だけでも進めていくというのはやはり難しいのですか。漁協さんの事業との兼ね合いが一番のネックになりそうですか。みんながもうその場で許可を受けていない人はその場でそこにいる生物を大事にして、そのままどこにも移動させなければ、それで良いのかなと思うのですが、何かうまく言える方法はないかなと思いました。

会 長 おそらく考え方としては、同意される方が多いかもしれないと思います。しかし、罰則を伴う委員会指示として今出せるかというところで、行政の方の考えもあるかと思しますので、ご意見としてこの場でお受けしたということで、検討していただくということでいかがでしょうか。

河内委員 ありがとうございます。

議事事項4「その他」

事 務 局 次回の委員会は、3月25日を予定しております。

会 長 本日の議事事項は以上です。本日の委員会の議事録の署名委員は、高崎委員と前田委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。それでは以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員